

**Q1 増改築を伴わない木造住宅の耐震改修工事において、どのような場合に建築確認申請が必要になりますか？**

A：令和7年度より、大規模修繕・模様替に該当する場合に建築確認申請が必要になります。大規模修繕・模様替とは、修繕・模様替する建築物の部分のうち、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上を、過半（1/2 超）にわたり修繕・模様替することをいいます。

**Q2 Q1の『過半』とはどのように考えれば宜しいですか？**

A：主要構造部ごとに考える必要があります。例えば、壁及び屋根を修繕・模様替する際には、壁について過半を超えるかどうか、屋根について過半を超えるかどうかを確認し、どちらか一方でも過半を超えるのであれば『大規模修繕・模様替』となります。各主要構造部についての『過半』の考え方については、建築指導課又は指定確認検査機関にご相談ください。

**Q3 当初計画では建築確認申請は不要でしたが、着工後に計画の変更が生じ、大規模修繕・模様替えに該当する計画となりました。補助金の交付を受けることはできますか？**

A：補助金の交付はできません。確認済証交付前に事前着工した場合、補助申請に関しては取下げ手続きをしていただくことになります。建築確認に関して必要な対応については、建築指導課又は指定検査機関にお問い合わせください。そのような事態が発生しないよう、現況の確認を十分に行い、余裕を持った計画を行ってください。

**Q4 大規模修繕・模様替に該当し、建築確認申請を行いました。着工後に計画の変更が発生しました。必要な手続きはありますか？**

A：①確認申請上の手続きについて

計画変更、軽微な変更のどちらに該当するか確認し、必要な手続きを行ってください。詳しくは、建築指導課または指定検査機関にお問い合わせください。

②補助金申請上の手続きについて

大規模修繕・模様替でない場合の変更手続きと同様になります。詳しくは、申請の手引き P38～をご確認ください。確認申請上の計画変更に該当する場合は、事業内容変更申請（報告）書類に変更後の確認済証を添付してください。軽微な変更該当する場合は、事業内容変更申請（報告）書類に副本の写し等を添付してください。

**Q5 大規模修繕・模様替の場合、遡及が必要となる項目はありますか？**

A：建築指導課又は指定確認検査機関にお問い合わせください。